

消費者安全に関する検討委員会

第3回議事録

国民生活局消費者安全課

第3回消費者安全に関する検討委員会 議事次第

日 時：平成20年11月5日（水）10:00～11:55
場 所：三田共用会議所第3特別会議室

1．開 会

2．議 題

- (1) リコール促進のための取組の強化について
製品分野のリコールの現状と課題（経済産業省）
今後の検討の論点（事務局）
- (2) 前回（事故情報一元化）の御指摘事項について（事務局）

3．閉 会

升田委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第3回「消費者安全に関する検討委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も大変御多忙の中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は「リコール促進のための取組の強化について」をテーマとして御議論いただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず最初にリコールの現状と課題についてのヒアリングの第1回目といたしまして、経済産業省から、製品分野のリコールの現状と課題について説明を伺いたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

経済産業省 経済産業省の製品安全課長をしています三木と申します。よろしく願いいたします。座って御説明させていただきます。

資料1ということで、パワーポイントを配らせていただいております。これに沿って、御説明をさせていただきます。

それから、お手元に『消費者生活用製品のリコールハンドブック 2007』ということで、冊子をメインテーブルの方にはお配りさせていただいていると思います。

資料1でございますが、1ページ目で、私どもは製品に関する安全問題を担当しておりますけれども、昨年5月から重大製品事故報告制度というものが制度的にできまして、これも踏まえながら総合的に政策を進めているところでございます。重大事故情報報告制度自体は昨年5月にできまして、重大事故を御報告いただいて、その内容に応じて、例えば事業者に自主リコール等をお願いするという形でございます。

2ページ目は「重大製品事故の受付状況」で、昨年5月からスタートいたしまして、今年の上半期、9月末まででございますけれども、1,800件強の重大製品事故の報告を受け付けているということでございまして、ガス、石油、電気、あるいは消費生活用製品の事故の御報告を受けているということでございます。

3ページで、こういう事故状況を受け付けて、どういうふうに政策に生かすかということでございますけれども、大きく4つあると思っております。

この3ページにございまして、今、製品の事故の状況を速やかに公表して、全般的に情報を提供していくことが1つ目でございます。

同種事故の再発防止をするために、事業者にしっかりと取り組んでいただく。ここにリコール等が含まれるわけでございます。

3番目に、製品の事故かどうか、製品起因かどうかというのはいろんなファクターがある場合がございます。消費者に御注意いただくということで大部分の事故は防げるということもございしますので、消費者への注意喚起、啓発をするということ。

更には、事故の要因を分析いたしまして、例えば法律上の規制対象品目に加える、技術基準を見直す、あるいはJIS等の規格に反映させるという形で活用しているところでございます。

リコール等の取組みということで、4ページでございますけれども、重大事故報告制度を受けて

以降、例えば重大事故を契機としましてリコールに取り組んでいただいたものが、今年の上期までで 59 製品ございます。これ以外、重大事故を契機としないようリコールもございまして、総合的にいろんなことを進めているということでございます。

それでは、例えばどういう事例があるかということで、幾つか事例を紹介させていただきます。5 ページでございますけれども、電気こんろです。この電気こんろは、昔のタイプのものはスイッチの部分飛び出ている形状になっていて、これが体に触ったりして、スイッチが自動的に入ってしまう。消費者が気がつかないうちにスイッチが入ってしまって、例えば外出してしまったとか、あるいは可燃物を電気こんろの上に置いたままで目を離すと、知らない間にスイッチが入って燃えていたという件数が多数起きておりまして、これにつきましては事故が多発していたわけでございますけれども、こういう電気こんろをつくっているメーカーは複数ございますし、あるいはキッチンユニットとして組み込んでいるキッチンユニットメーカーもございまして、こんろメーカー、キッチンユニットメーカー13社で協議会をつくっていただいて、業界横断的に対策を取っていただいております。

下の方でございますとおり、新聞社告でありますとか、新聞の折り込みチラシ、ポスターでありますとか、ティッシュにチラシを入れて配るとか、さまざまなことをやっております、3,000 万部ぐらいチラシを配布してあります。今でも地域を決めて、こういうチラシの配布をやっているところでございます。

更に、電気こんろについては電安法の技術基準を改正いたしまして、反映させている。飛び出たつまみのところに囲いをつくるとか、そういう形で対策を取っているところでございます。

更には、これは組み込み式でございますので、国交省とも連携をしまして、不動産関係の団体への情報提供とか協力を仰いでいるところでございます。

それから、事例2で、リチウムイオン電池でございます。これは御案内のとおり、ノートPCとか携帯電話でリチウムイオン電池が加熱する。そういう事故がございまして、これもPC、携帯電話などいろいろなところで起こっています。複数の電池メーカーにまたがっているということございまして、これも業界横断的な組織をつくっていただいて、電池メーカー、パソコンメーカー、携帯電話のキャリアというところで、今、22社によりましてリチウムイオン電池自主回収促進協議会をつくっていただいて、業界横断的に、例えばDMを出すとか、そういうことで対応いただいているところでございます。

続きまして、事例3、ガスのふるがまでございます。これは北海道で昨年6月、7月に立て続けに旭川と北見でふるがまの事故が起きまして、COの中毒ということで、幸い軽症だったわけでございますけれども、熱交換機が腐食していた。この原因を当該メーカーとガス事業者、経産省で協力して調べまして、実は北海道の一部の地域で天然ガス転換前の改質ガスというものを使っております、この中に硫黄分が含まれている。この硫黄分が悪さをするのではないか。腐食の原因ではないかという原因が突き止められまして、対策を打って、特に北海道地区でこれが起きているということでございますので、北海道地区の消費者訪問をするとか、あるいはこういう機器は公営住宅によく使われていますので、地方自治体とも連携をして対策を取ったということでございます。

事例4は、樹脂製サンダルです。非常にはやりでございますけれども、クロックスなどがつくっておりますサンダルで、これがエスカレーターに挟まれるという事故が起きておまして、重大事故としては、昨年の夏に重大事故が起きて、子どもが骨折をしたという事故がございましたけれども、そのほかにも軽傷の事故が多数起きているということでございます。

これにつきましては、いろんな要因がある。1つは乗り方です。エスカレーターの真ん中にちゃんと正しく乗ってくださいということ。サンダルがやわらかいとか、そういう材質の問題。それから、エスカレーター側の保守状況の問題と、幾つかの要因が重なっております、これについてはリコール、回収等をしたというわけではないんですけれども、注意喚起をいたしました。

それから、昨年8月に重大事故が起きて以降、経産省の独立行政法人になりますNITE、製品評価技術基盤機構で調査をして、原因分析をした。今年5月にメーカーに改善の要請をして、あるいはエスカレーター側には例えばオイルを塗っていただくとか、注意喚起の表示をメーカーのタグに付けていただくとか、そういうさまざまな対策を取りまして、先週、クロックス社から新しく改良された、挟まれにくいといいますが、ややかた目のサンダルが発表されたということでございます。

こういう形で、製品の内容ごとに非常に幅広い対策、きめ細かな対策が必要であろうと思っております。

リコール全般につきましては、この重大事故報告制度ができたこともありまして、もともと、このリコールハンドブックというものは平成14年につくったわけでございますけれども、このリバイス版をつくりまして、廣瀬先生に委員長になっていただきまして見直しをいたしました。これ自体は全部ウェブに掲載しておりますので、すべての内容がウェブで見られることになっております。

ここで、事業者のリコールの取組みを促進していこうということで、ハンドブックの内容を簡単に御説明いたしますと、リコールということをやや幅広くとらえまして、消費者に対するリスクの情報提供ということも含めまして、幅広く事業者の対応を規定しているということでございます。

11ページで、まず事故が起きた場合に、事故の内容・状況を整理することがポイントでございます。事故内容は何であったか。勿論、重大事故報告をするとか、情報を届けるということは大事なわけでございますけれども、事故原因を分析することが出発点でございます、何が原因であったかを分析いただくということでございます。

12ページでございます。それでは、リコールをするのかどうかという判断が非常に難しゅうございまして、例えば被害の程度がどれぐらいなのか。人体の生命とか、人的被害の可能性があるのか。物的被害にとどまっているのかどうか。

事故の性格として、多発性があるのか。例えば設計自体そのものに問題があるのか。あるいは製造工程の中での単品不良だったのかによって、対応が違ってまいります。

更に、事故原因も製品起因によるものなのか、消費者の誤使用によるものなのか、製品を設置する際の工事のミスなのか、あるいは経年劣化による内容なのかというさまざまなパターンがございますし、複合されたケースも多うございます。

それから、消費者の誤使用というものも、例えば表示や取扱説明書できちっと説明したとしても、

高齢者が使う場合とか乳幼児が使う場合は一段のケアが必要だということでございまして、この事故原因分析をどういふふうにするかが非常に重要なポイントでございます。

13 ページでございますけれども、それでは、いざリコールをすることになった場合にどういふリコールをするのか。全品回収なのか、部品を取り替えるのか、どのロットの製品なのかとか、どういふやり方をするのかということを決めていく必要があるわけでございます。

ここに難しいところが幾つかございますけれども、情報提供というところで、世の中にどう知らしめるかということでございます。プレス発表をする。それから、例えば顧客リストがあって、通信販売などの場合は顧客リストが整備されていることが多いんですけれども、そういう場合にはDMを打つ。お客様に直接御案内をするということでございますけれども、一般的になかなか売り先がわからないという場合には、例えば新聞の広告とか、広く周知をする必要があるわけございまして、リコールをする場合には、経産省に事前に御相談・御連絡いただくようしております、私どもからも併せてプレス発表をする。勿論、メーカーが社告等を出すことも大事なんですけれども、例えば経産省からも発表して、新聞等の記事に取り上げていただくということで周知を図っているわけでございます。

それから、詳しい内容はリコールハンドブックの中にございますけれども、リコール社告JISというものを今年つくっていただきまして、このハンドブックができた後にできたものですから、このハンドブックの中にはございませんけれども、やはり社告一つを取っても、なかなか、きちっとしたルールといいますか、消極的なわかりにくい社告になってしまいがちです。メーカー側からすると、余りリコールだということを言いたくないとか、製品に問題があるということは言いたくないという、わけのわからない小さな社告になってしまいがちなので、こういうJISができましたので、こういうJISを活用していただきながら対応していただくということだと思っております。

15 ページでございますけれども「リコールに要する費用」ということで、いざリコールをするとなると非常にコストがかかるわけございまして、まず、その原因が何かを突き止める。これはかなり技術的にも難しい部分があるわけでございますけれども、これがしっかりしていないとずれた対策になってしまうということでございます。まず原因究明はしっかりする。

それでは、部品に不具合があったとしたら、その修理部品、代替品をつくる。

情報提供をする。新聞社告等の準備をするということでございます。これも、社告費用というものはかなりコストもかかります。

それから、コールセンター・フリーダイヤル等の準備をする。これも新聞等で大きく報道されますと、非常に情報が広く、早く伝達しますので、一昔前に比べたら相当コールの量が多くなってまして、とにかく1日に10万コールあるというようなケースも間々あるということでございまして、こういう対応をしなければならない。

更には、回収、代替を実際に行うための費用とか、人件費、それから、リーガルの費用というようなこともかかってまいります。

被害者への損害賠償は勿論でございますし、例えば販売先に対して一緒にDMを打つとか、広告

をすとか、あるいは販売事業者から損失補てんを求められるということもございまして、多数の費用がかかるわけでございます。

こういう費用がかかることもそうなんですけれども、メーカーサイドからするとやや消極的な取組みになりがちのところがある。当然、メーカーの製品開発部隊からしたら、自分がつくった製品に問題があるとは余り思いたくないということでございますので、例えば消費者の誤使用ではないかというようなことになりがちですし、設計のミスではなくて、ただ単に単品不良ではないかというような判断になってしまいがちでございますし、それから、例えば情報提供も、新聞広告などを派手にやれば、それだけコールも増えますし、その対応も増えてしまうということなので、えてして消極的になりがちの部分もございまして、これはむしろ、リコールをするとなると、やはり経営判断、経営者としてリコールをしっかりやるんだという決意を持ってやっていただく必要があるのかなと思っております。

それをまとめましたものが16ページでございます。「リコールに備えて」ということで、平時の取組みと、それから、何か事故が起こったときの取組みという両面があるかと思っておりますけれども、普段からリコールに前向きに取り組むという、むしろ積極的に事故情報を開示する、あるいは不具合について積極的に取り組む姿勢が消費者ユーザーから支持されるという御時勢でもありますし、リコールに背を向けない企業姿勢で、特に経営トップの考え方が重要でございまして、やはり担当する事業部長の立場だと、どうしても目先の利益とかそういうことに目が行きがちなので、経営トップを含めた全従業員の意識改革が必要であるということだと思っております。

更には、ちゃんとロット管理をすとか、リスクアセスをするような製品づくりをすとか、あるいは部品調達、海外からのサプライヤーもございまして、サプライチェーンをしっかり管理する。これはリコール対策というよりは日々の業務でございまして、日々の対策としてしっかり日ごろから取り組んでいただくことが重要でございます。

それから、事故が一旦起きた場合でございまして、事故が起きた場合は速やかな対応が必要ということで、まず事実関係をしっかり把握する。特に重大事故が起きたような場合には、例えば軽微な事故とか、あるいは「ヒヤリハット」の事象が実際には幾つか起きているケースが多々ございます。ハインリッヒの法則などと言われておりますけれども、そういう予兆などをしっかり分析して、構造的要因なのか、単発の要因なのかということをしっかり把握する。それでリコールの実施の判断をして、着実にリコールの実施をする。

それから、リコールをスタートさせてからも状況を見て、例えば回収率が上がらないとか、その後、対策が十分だったかどうかということを中心に検証しながら、リコールの回収率が上がらないということであれば、さまざまな情報提供のやり方の見直しをすとか、そういうことも必要になってまいるわけでございます。

そういうことで、リコールを総合的に進めております。やはり自主的に企業側に意識を持って、あるいはCSRというような観点も含めて自主的にやっていただくことが勿論、重要でございますし、法律上は、17ページにございまして、消安法の危害防止命令ということで、不十分な取組みに対してはこういう法的命令の権限もございまして、やはりメーカーサイドに自主的に取

り組んでいただくということで、特に製品の内容もばらばら、商流もばらばらでございます。いろんなケースがございますので、それぞれの製品、あるいは不具合の内容、物流の状況に応じながら、きめ細かくリコールを、私どもからすれば指導する、メーカーサイドからすると取り組んでいただくということが重要なのではないかと考えております。

一応、15分ということでございまして、少し駆け足でございましたけれども、簡単に御説明をさせていただきます。詳細はまた、このリコールハンドブックの方に詳しく書いてございますので、参考にしていただければと思います。

ありがとうございました。

升田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見がありましたら、御自由に御発言をお願いしたいわけでございますけれども、前回、指摘がありましたように、この後の事務局からの説明の後に時間を設けて、全般的な討論を行っていただくように予定しておりますので、ここではただいまの御説明に関する範囲で御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。

鶴岡委員 迅速なリコールの実施をやってもらうために、今、法律的に危害防止命令という担保がありますけれども、この担保の適用範囲外の製品等について、事業者被害の拡大が起こりそうだとということで要請したけれども、なかなか速やかに協力してくれないというふうなケースは今までありましたか。

経済産業省 この1,800件は重大事故報告がスタートしてからでもございまして、これについてはすべて私どもで精査をしておりますので、どういう原因なのか、それを例えばN I T Eなどで分析をしてもらおうとか、そういうことをやっております。

例えば製品が、ある程度、事故が複数回起きていたりとか、重大事故は1件だけでも、軽微な事故はN I T Eで収集をしていたりしますので、そういうところからして、ある程度、構造的な要因ではないかという場合にはメーカーといろいろお話をし、どういう対策を取るべきかということでお話をいたします。

それで、早目にいろいろお話をし、どういう対策を取るべきなのかをきっちりやっていると聞いておりますし、メーカーサイドからすると、やはりリコールに対する抵抗感もまだありまして、はい、わかりました、すぐということではないわけですが、ただ、やはりきっちり分析をする。例えばリスクマップというようなことをやっておりますけれども、例えば重大事故がこれぐらい起きていたりとか、軽微な事故がこれぐらい、「ヒヤリハット」がこれぐらい起きていすると、やはりリスク的には非常に高いものですよというようなことをお話ししながら、メーカーに御了解・御納得をいただいて対策を取っていただいているということでございます。

やはり、なかなかメーカーに協力いただけない場合には、こういう法的命令を発動する場合がありますというお話をするわけですが、今の段階ではメーカーといろいろ御相談をしながら対応していただいているのではないかと考えております。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。

青木委員、どうぞ。

青木委員 青木でございます。

1点、確認させていただきたいんですが、やはり消安法施行後、非常に件数が増えているというお話でございますが、消安法の中の10日以内の報告義務という、これは非常に迅速性については厳しい法規制だと思っております。これの遵守状況、報告があって1,800件なんですけれども、やはり迅速な対応というところで、第1報のところについては何か知見がありましたら教えていただきたいんです。

経済産業省 この重大事故報告制度については大分周知されてきているのかなと思っております。これは事故が起きて、メーカーが特定されないケースとか、例えば火事が起きました、中でテレビが燃えていました、どのテレビがわからないということで、例えばメーカーが後でわかったというときにメーカーに連絡が行きまして、メーカーは、その自社製品が事故に関係していることがわかった段階から10日以内に御報告いただくということでございますけれども、基本的にはほとんどのケースが10日以内に御報告いただいていると思っております。勿論、こういう情報漏れということがあった場合には厳しく指導しますが、基本的には重大事故については御報告いただいているものと思っております。

升田委員長 島野委員、どうぞ。

島野委員 今の御説明の中で、やはり事業者というものが企業といいますか、かなり大きい事業者が念頭にあるのではないかと思います。ある国の製品でよくいろいろ事故がありますけれども、そういったときには輸入業者といいますか、メーカーとして見ていいと思えますけれども、それが倒産してしまったり姿を消してしまうことがあるわけです。そのところの対応はどういうふうにするのかということ。

もう一点、回収漏れの製品による事故がかなりあるわけです。回収の進捗状況といいますか、回収漏れというよりは、回収が全部できるなどというものはまずないような感じがしますが、そういうときに1回こっきり社告をしたら終わりとか、そういう格好では余りよろしくない思っているんです。消費者への情報提供の在り方として、例えば大きい事故とか小さい事故、そういう回収の進捗状況が非常に低いものというようなときに、経産省としては業者に対する指導というものは何か特別にやられるのですか。

経済産業省 済みません、先ほどの青木委員の御質問にやや補足なんですけれども、そこから入ります。

重大事故報告制度自体については、勿論、経産省に届け出ていただくわけですが、例えばそれ以下の軽微な事故、30日未満のけがとか、あるいは製品が破損したというところについてはNITEで情報を集めておりまして、これについては、勿論、メーカーから情報提供いただくケースもございますし、国民生活センターや消費生活センターからも情報をいただいたり、あるいはマスコミ報道などで事故が報道されたケースなども小まめにフォローしたりして集めておりまして、NITEに集まってくるケースは7,000件ぐらいありまして、ですから、軽微な事故などをどこまで拾えているか、あるいはどこまで御報告いただいているかというのはあるとは思いますが、

そういう軽微な事故の固まりの中であって、重大事故については逃さないようにしているということでございます。

それから、島野委員のお話がございます。まず、例えばメーカーが倒産するケースも確かにございまして、実際に今まで、この社告リコールをして倒産するケースもございます。これは非常に難しゅうございまして、中小事業者でありますとか、輸入事業者の場合には、財務基盤が脆弱である。それから、そういうリコール案件事象が発生しますと、その費用負担もあって、経営的に苦しくなるというようなケースもございます。ケース・バイ・ケースでありますけれども、例えばもとのメーカーがつぶれた場合に、販売先みたいなところに協力いただいてリコールを続けるとか、そういうような形で対策を取ったりというようなことであろうと思います。

2つ目のお話で、回収漏れというようなお話でございます。実際、おっしゃるとおり、リコール社告をしまして、回収率が相当上がるケースもありますけれども、なかなか進まないケースもあります。これは製品の種類とか、内容とか、あるいはいつごろの製品だったか。例えば最近出た製品なのか、10年前、20年前に出た製品なのか。昔の製品であればあるだけ、どこに行っているかわからない、あるいは廃棄されていると行方がわからないというケースがありまして、全部回収できれば一番いいんですけども、なかなか、そこまでできていないというのは確かにおっしゃるとおり現状でございます。

これについては、一度社告を打ってから、それから、社告後に、例えば同じ事象でリコール対策ができていないものから事故が起きているケースも残念ながらございます。そういうような場合には、これは勿論、重大事故報告とか、軽微なN I T Eへの事故報告の中に入ってまいりますので、そういうリコール事案で重大事故、あるいは軽微な事故が起きているというような事態の場合にはメーカーにまた働きかけをしまして再社告をするというようなケースも勿論ございます。ちゃんと指導して、それから、周知方法も社告という形でいいのかどうか。これは事例でも御紹介しましたとおり、例えば新聞チラシをつくって、特定の地域、あるいはお客様の潜在的なリストがあれば一番いいわけなんですけれども、例えばこの地域でたくさん売られたということであれば、その地域に特定的に、このチラシを重点的にまくとか、販売店の協力を得て、販売店から、例えば回収ができていないところをつぶしていく。地道な作業でありますけれども、そういうことを指導して、そういう回収漏れがなるべく少なくなるように取り組んでいるところでございます。

升田委員長 ほかにはいかがでしょうか。

廣瀬委員 時間があれば発言したいんですが。

升田委員長 ございますので、どうぞ。

廣瀬委員 そうしましたら、1つだけ、自主リコールの自主の意味なんですけど、ほかの、例えば薬品、あるいは医療機械などでも、それほど問題ないものでも、食品もそうですけれども、人体に影響がない場合でも自主的にリコールしている例が出てきているという気もします。

もう一方で、今のお話ですと、やはり重大事故ではない場合でも、N I T Eで調べて原因がわかったときにメーカーとお話し合いになるというところで、割に国の方が相当指導というんでしょうか、サポートされて自主回収に至るケースもあるようなんですが、その辺の経産省の在り方につい

て何か感触でも伺えるとありがたいんです。

つまり、本来は自分たちでやるということで、どのくらいまでやっていけるのか。本来、そういうもので、例えば自分の家が壊れそうになって、周りに危害が加えられる危険性があるときには自分でそれをやるべきだというような話になってくると、私法の領域になるかもしれませんが、それに対して、それをほうっておけなくて、国がやはりこれをやらなければいけないというタイプのものなのか、その辺の見極めが少し難しいところがあると思うんですけれども、何か感触とかを伺えればと思います。

経済産業省 廣瀬先生よく御案内の分野だと思いますけれども、僭越ながら私どもの感触を申し上げますと、勿論、この消安法で命令措置がございまして、不十分な場合にはいつでも命令を出す用意があるということでございます。ただ、やはりメーカーサイドからすると、法的に命令をかけられる前に自主的にやりたい。ただでさえ大変な、リコールという費用もかかるわけでございますけれども、やはり法律で命じられたからやるというよりは、むしろ自主的な取組みでやらせてほしいというようなことでございます。

逆に、先ほど申し上げたとおり、いろいろなこういう事故の分析などをする過程でも積極的にお取り組みいただくような事案になってきておりますし、法律的な権限だからするというよりは、むしろ製品安全文化とっておりますけれども、こういう不具合情報を積極的に開示する。リコールなども積極的に取り組んでいく文化を育てていきたい。メーカーサイドも自主的に取り組む。こういう自主的な取組みが消費者サイドからも評価いただけるというような形になっていければと思っております。伝家の宝刀の法的命令は、抜く用意はいつもあるということでございますけれども、むしろ、こういう自主的な取組みを促す、あるいは個別事例でも申し上げましたとおり、さまざま細かな対応がございまして、一つのメーカーに命令をかければよいということではなく、例えば事情によって複数のメーカー、あるいは組み込まれたセットメーカーなども絡む場合もございますし、こういう自主的に協議会とかそういうような形でフォーメーションをつくっていただいてやっていただくとか、さまざまなケースがありますし、是非、自主的な取組みで、まずは積極的にやっていただければと思っております。

升田委員長 そのほかにいかがでございましょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 中村です。

メーカーがリコールを躊躇する場合の一番大きな原因、もしくはそれに類する場合なんですけれども、私の経験からすると、一番の原因は資金調達が困難であるというふうに言われているんですけれども、資金調達をどうやって、特に余り財政的に裕福ではない中小企業をどうやってフォローするのか。この点に関してどういう御見解かなと思います。

特にPL保険を適用するというをおっしゃっていますが、まだ損害が発生していない場合にPL保険の適用があるのか。リコール保険というものは、実は余り普及していないというふうに私は伺っております。それは、リスクの割には費用がかかってしまう。この辺をフォローしてあげないと自主的なリコールができないと私は考えておるんですが、その辺はいかがでしょう。

経済産業省 全くおっしゃるとおりで、非常に重要な御指摘だと思っております。

やはり、このコストがかなりかかります。勿論、製品の内容とか、どのくらい売っていたかによります。数千万で済む場合もあれば、数十億、100億、200億のオーダーになる場合もありまして、資金的に余力のあるメーカーは我々から見ても大丈夫ということなんですけれども、やはり経営的にいっぱいいっぱいであるというようなケースもございます。そういう場合にはきちんとリコール対策費用が捻出できるのかどうかというのは、我々、注意深く見ておるところでございます。そういうリスクヘッジの手段がもう少しできれば、あるいは金融的手法とかそういうふうなところが、おっしゃるとおり、リコール保険というものが一部ございますけれども、余り使われていない。例えば中小企業向けのPL保険にリコール特約というものがございまして、リコール特約を付けることはできるんですけれども、リコール特約自体が余り活用されていないというようなこともございますし、やはりそういう金融的手段で、例えばサポートをする、あるいは業界団体などでサポートをするというケースもございますし、あるいは本来であれば、例えばある程度、この対策費用を事前に引き当てて積み立てておくとか、そういう対策が必要なのかもわかりませんし、やはり資金調達というものは非常に重要な課題だと我々も思っております。

升田委員長 そのほかはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、お忙しい中、経済産業省におかれましては御出席いただきましてありがとうございます。

続きまして、今後の検討の論点について検討したいと思っておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

野村消費者安全課長 お手元に配付の参考資料『消費者生活用製品のリコールハンドブック2007』と研究会の調査報告書の中に資料2という2枚紙の資料を配付させていただいておりますけれども、そちらをごらんいただければと思います。「今後の検討の論点(案) - リコール指針研究会報告を踏まえて - 」としてございます。

中身の御説明の前に、このリコール指針研究会の背景について簡単に御説明させていただきますが、その下の白表紙の冊子をおめくりいただきますと、1ページ目に「はじめに」というふうに経緯等を書かせていただいておりますが、リコールに関します政府内の検討の状況でございますけれども、さかのぼりますところ、近年のリコールに関する取組みといたしましては、平成17年4月に消費者基本計画を閣議決定してございます。この中で「リコール制度の強化・拡充」に関しましては「消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討」し、平成19年度までに一定の結論を得るとしたところでございます。

これは当時の問題意識といたしまして、リコールの重要性がますます高まっているところなんですけれども、リコールに関する情報を消費者に確実に伝えるためには社告等の見直しが必要なのではないか。これを優先度の高い政策と位置づけて、こういう内容を盛り込んだところでございます。これを踏まえまして、先ほどの経済産業省さんの御説明でもございましたけれども、JIS規格の中で消費生活用製品を対象にいたしました社告の在り方に関する規格を新たに定めていただく取組みなどが進められているところでございます。

その後の政府部内の検討が下にございますけれども、消費者基本計画の改定、あるいは国民生活審議会の建議等の中で御議論いただいておりますことは3点ございまして、2つ目のパラグラフのところに簡単に要約してございますが、リコールの意思決定等に関する明確な判断基準が必要なのではないか。消費者がリコールに関する情報を効果的に利用できるような環境整備が必要なのではないか。また、これは製品分野での取組みが先行的であるという意味合いですけれども、実効性ある分野横断的な指針の策定が急務となっているのではないかと。こういう問題意識をこれまでに累次確認をしてきているところでございます。

こういう問題意識に関しまして、どういう考え方が可能かということを準備的に御議論いただきましたものがこの研究会でございまして、この委員会にも何名かの先生には御参加をいただいているところでございますけれども、この研究会報告で御議論いただいたところを整理させていただきまして、これからの御議論の下敷きにしていただければというのが資料2の性格でございます。

まず、この研究会で共有いただきました基本的な考え方を1.で書かせていただいておりますが、リコールに関する情報が消費者にわかりやすく、効果的に伝わるのが、消費者の安全・安心を確保するために必要であること。また、それは事業者の信頼を確保するためにも重要なことだということを指摘してございます。

また、今の御議論でもございましたけれども、中小企業者にとって、どういうものが望ましいリコールの在り方なのかという視点が非常に重要だろうという御指摘をいただいております。

リコールの方法といたしまして、回収や点検・修理という狭義の意味で用いるのではなくて情報提供や注意喚起といったものも含めて考えていくことが重要ではないかという御指摘をいただいております。

上記のような要請に応え、食品・製品・施設等の各分野に横断的なリコール指針の策定を早急に進めていくことが必要なのではないかということでございます。

「2.リコールの実施体制」といたしまして、リコールの問題が起こってから対応するというのでは遅いのではないかと。何か起こったときに速やかに対応できるようにということで、社内に常設的な委員会を設置しておく。

あるいはリコールに対応するための手順を文書化しておく。こうした取組みが日ごろから必要なのではないか。

また、中小企業におきましては、そういう対応が難しい場合でありまして、起こった場合には、積極的に外部の専門家に意見を求めていくといった対応が求められるのではないかと御指摘をいただいております。

「3.リコール開始の意思決定」でございまして、重篤・重大な被害の拡大可能性があるかと判断される場合に、迅速にリコール開始決定を行うべきというところは言わずもがなというところでございます。

軽微な被害であっても拡大可能性がある場合、また、被害をこうむる者が乳幼児・児童、高齢者、障害者、妊娠した女性等々が想定されるような場合には、危険度を高く評価すべきではないか。

また、メーカー・輸入事業者のほかに、流通・販売事業者や施設・設備の管理事業者等が主体と

なるべき場合も相当程度あるのではないかという御指摘をいただいたところでございます。

「４．リコールの対象・方法」でございますが、基本的な考え方の中で、回収、点検・修理だけでなく、情報提供・注意喚起等が方法として重要だという御指摘がございましたが、そのほかに、店頭から回収するというところにとどまらず、購入者から回収を行うのかどうか、あるいは原材料や部品のメーカーは自らが製造販売した製品でなくて、最終製品までの回収に関わるべきかどうか。そうした、どこまでリコールを行うかについては、事故の重大性や対象品の危険性と関連して判断する取組み。一部の事業者・業界では取組みが存在しているところではあります。そうした取組みがさまざまな分野で幅広く拡充されるべきではないかという御指摘をいただいております。

２ページ目で「５．リコールの広報・伝達」に関してでございます。多様な媒体を組み合わせ、効果的な情報提供を行うべきである。また、製品の危険性や、リコールの内容を、わかりやすく消費者に伝える取組みにも注力されるべきではないか。これは先ほどの経緯のところでも御説明させていただきましたが、社告の掲載数は年々増加し続けているところでございますが、十分に情報が伝わっていないのではないかという御指摘でございます。

また、昨年に消費生活用製品のリコール社告に関する「JIS規格を定めていただいておりますけれども、こうした取組みを分野横断的に展開していくことはできないかという御指摘もございました。

中小事業者に関しましてでございますが、一事業のみで広報等を行うことが難しい場合がございます。こういうときには、事業者団体その他関係機関が協力をして情報発信をしていくというような環境整備ができないかという御指摘をいただいております。

「６．リコールのモニタリング」でございますが、リコールのモニタリングの重要性は再社告、あるいは対応の再検討を行う上で重要であるという共通認識をいただいておりますけれども、具体のモニタリングの方法といたしまして、通常は回収率といった数字がよく問われますけれども、これがよくよく見ますと算出方法が一定でないといった問題等々がございます。どういう数字でもってモニタリングを説明しているかということもきちんと説明をすべきだろうという御指摘がございます。

また、リコールの進捗管理に関しまして、リコールを開始した後に事故があったのか、なかったのか、減っているのかどうか。そういう情報は特にモニタリングに際して重要なのではないか。そういうものを事業者自身ウオッチするべきですし、関係機関とも共有していく取組みが図られるべきではないかという御指摘がございます。

「７．リコール終了の意思決定」でございますが、リコールをどの段階で終了させればいいのかという判断は非常に難しいものがあるという御指摘がございます。仮に終了する際の判断基準としては、例えばでございますが、リコールの目標とする対象数や回収率を設定して、その目標の達成をもって代える。あるいはリコールの実施期間を設定して、その対象期間の経過をもって代えるといった考え方もあり得るところではあります。リコールの終了の概念を持つこと自体、なかなか難しい面があるのではないかという御指摘がございます。

仮にリコールの終了の判断をした場合においても、消費者の問い合わせ等に対応できるような体

制を取るという視点の持ち方がむしろ重要ではないかという御指摘がございます。

「 8 . 関係行政機関、関係団体との連携・協力、国際的観点からの調和」でございますが、事業者は、行政機関と協力する。

また、特に中小企業者において問題になるところでございますが、事業者団体との協力関係を構築していく。そういう環境整備が特に重要ではないかという御指摘がございます。

少し違った観点でございますが、海外の事故情報、あるいは我が国の事故情報を海外へ発信する取組みも重要ではないかという御指摘をいただいているところでございます。

議論の下敷きとしていただければ幸いです。

升田委員長 関連しまして、山上委員から参考資料を提出していただいておりますので、簡潔に御説明いただけたらと思います。

山上委員 わかりました。

「 1 . 現状と課題」と「 2 . 今後の方向性」ということで簡単にまとめさせていただきました。相談の現場ですと、何かおかしいんですけどもということで御相談に乗ってから初めて私どもで調べて、リコール製品であったということが多々見受けられる現状がありまして、消費者の方はなかなか文字だけの新聞社告は注意も払っていないという残念な印象を持っているのが現状でございます。

そんな中で、 1 . の (1) でございますが、危険が及ぶおそれがない場合のリコール社告とかそういったものについて、特に食品分野の表示等だと思われまますけれども、そういったところで少し混乱が起きているのではないかと。

また、自主リコールの内容が、より効果的に消費者に知らせてもらいたい、工夫してもらいたいということを感じております。

(3) でございますが、製品のリコールに比べまして、実は食品や施設のリコールというものは、消費者にとってはわかりにくいと思われまます。

この 1 . の対応として「 2 . 今後の方向性」ということで番号が対比されておりますので、順次、まずは問題点を読ませていただいております。

あと、(4) のこんにやく入りゼリーの事案などのように、乳幼児や高齢者などにとって特に危険なものについては、やはりリコールが行われていないというところがございます。

もう一つが、先ほどの報告書と全く同じでございますけれども、海外のリコール情報なども参考にすべきではないかというふうなところがあります。

「 2 . 今後の方向性」として、やはり危険度の判断基準といったところがきちっとすべき、危険度をきちっと踏まえた上での対応をしていただきたいと思いますと思っております。

それとともに、社告の内容が、おわびがつらつらと書かれているようなものではわかりにくいので、何らかの共通様式というようなものも考えていいのではないかと。そういったところの検討もしていただきたい。例えばイラストとか写真、あと、型式なども製品によってはある意味、表示する場所が統一されるような工夫もいいのかなどと考えております。

(3) で、食品とか施設のリコールにつきましては、特に施設などの場合ですと、こちら辺のと

ここで共通指針の検討をしていただいて、エレベーターとか、エスカレーターといったものについての事故が発生した場合には、同種機種の緊急点検とか、修理・部品交換などの速やかな実施が望まれるのではないかと。そういったことの共通指針の検討を是非進めていただきたいと思います。と思っています。

(4)は、子ども・高齢者などの危険のことについても、共通に、こういったことについては判断基準を明確にしてもらいたいと思っています。

最後に(5)ですけれども、海外のリコール情報を基にした、何か共通するようなシステムの構築ということも視野に入れた検討が望まれると思っています。

簡単ですが、以上です。

升田委員長 それから、資料に若干つづりの間違いといいますが、誤解がありまして、中村委員の方から実はペーパーをお出しいただいておりまして、資料4の11ページ以下にございますので、引き続き中村委員に簡潔に御説明いただけたらと思います。

中村委員 中村です。

11月3日付の私の意見書なんですけれども、これまでのメーカーのコンサルティングの経験を踏まえて意見を述べさせていただこうと思いました。

まず、自主リコールを促進させるためにどういう手だてが必要なのかといいますが、監督官庁の取締権限を強化したり、罰則を厳罰化するだけでは不十分であって、メーカーの中にはいつまでも事故隠しを行おうとする隠ぺい体質を改善することはできない。

それでは、どうしたらいいのかということなんですけれども、事業者がどうしてリコールを躊躇するのかという理由なんですけれども、まずはメーカー自身がリコールの必要性を感じていないという場合が1つございます。

2番目に、もっと重要なのは、先ほど言いましたように、費用の点。特に中小企業においては、リコールの費用が捻出できない。これは切実な問題で、これを保険でもカバーできない。銀行も貸してくれない。業界団体に頼んでも、業界団体も経済的な余裕がないという状態の中で放置されてしまう現状があります。

このような事故隠し体質を改善するにはどうしたらいいのかということなんですけれども、まさに事故情報の幅広い集約一元化、すなわち、消費者に事故情報を提供することによってメーカーとしても動かざるを得ないという状況をつくってしまえば、むしろリコールの促進になる。ひとりで厳罰を科したり、取締権限を強化しなくても、消費者が情報を持っていることによってメーカーは必然的に動かざるを得ない状態が作り出せるのではないかと考えております。

以上、そういう点を述べさせていただきました。

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の方につきまして、何か御質問・御意見等がございましたら、どうぞ。

越山委員、どうぞ。

越山委員 何点か、このリコールの議論に関して意見があるんですけれども、その前に、スケジュール表では、リコールに関する議論はもう一回やるような形になっていると思うのですが、今日

は経済産業省様の方からお話をお伺いしましたが、自動車とか、薬品とか、食品のリコールの実施状況についても、今後、お話を伺えるのかというのを事務局の方にお伺いしたいところです。

それから、意見なんですけれども、まず1点が、資料2に沿ってお話しさせていただければと思います。

まず「3. リコール開始の意思決定」のところなんですけれども、ここはリコールハンドブックや内閣府さんの議論等を踏まえても、何度か、その議論になって、なかなか方向性が見えないと感じておったところなのですが、実際に消費者にとって、その問題が、安全なのかどうか、よくわからない問題でのリコールの議論が新聞等でなされます。要は法令遵守とか、消費期限とか、あとは、これは先ほどお話ししたこんにゃくゼリーのお話とかです。これらのような危険なのかどうかかわからない分野については国等が関与しなければ、リコール実施の意思決定というものは行われにくいのではないのかと思っております。

もう一点、「3. リコール開始の意思決定」のところなんですけれども、リコール実施主体に含まれるのは、流通・販売業者だけではなく、ここに官公庁やプレスの場合がありえ、このリコール開始の意思決定に対して協力できるところがあるのではないのかと思っております。

それから「4. リコールの対象・方法」に関してなんですけれども、ここでは「食品や製品のほか、施設も」と書いてありますけれども、これからは消費者サービスに関しても考えられるのではないのかと思っております。それはちょうど、昨年度もリコール実施中のガス製品の修理の不備があって、もう一回リコールするというお話がありました。それから、クリーニングとか、医療機器、福祉機器に関してはいろんなサービス業者が介在しております。製品が悪くなくても悪い製品を引き渡してしまうような場合もあり得ますから、そんな場合も考えられるのではないのかと思っております。

最後に1点なんですけれども、2ページ目の「6. リコールのモニタリング」のところで、事業者は報告すべきではないかと書いてありますけれども、これはすべきではなくて、国等が報告をしてもらうような体制にした方がよろしいのではないのかと思っております。なぜかといいますと、そのリコールは実施中なのか、または知らないうちにやめてしまっているとか、その辺りの実施状況について、要はだれに相談すればいいのかわからないような体制になってしまいますので、これは事故の情報に関する一元化という部分につながるのかもわかりませんが、そのような視点での問題点もあるのかなと思います。

升田委員長 事務局の方から何かございますか。

野村消費者安全課長 まず1点目の、今日、消費生活用製品の関係で御説明いただきましたけれども、ほかの分野のヒアリングの機会を設けることができないかどうかは、本日の御議論を踏まえた上でございますけれども、限られた時間の使い方ですので、委員の皆様がよろしければということでございますけれども、御指摘を踏まえて検討させていただければと思います。

あと、御指摘いただいた諸点に関しましては、これからいろいろ御議論いただくことかと思えますけれども、特に最初のリコールの開始の部分で、なかなか議論の方向性が出てこないのが国が関与していくといった方向性が要るのではないのかという御指摘がございましたけれども、なかなか、

どのタイミングでリコールを開始したらいいのかどうかというのが、専ら事業者の判断に委ねるのが難しい状況があるのは先生御指摘のとおりだと思います。なぜ、そういうふうになっているのかというときに、リコールを開始しようという判断を躊躇させるような状況、例えばどこまでリコールを尽くせばいいのかとか、どこまで尽くせばリコールを終えていいのかとか、そういうところが判然としないところが一事業者をしてリコールを開始していいかどうかということ躊躇させてしまう環境になっているのではないかと問題意識を持っております。

そういうことで、この御議論をいただく中で、どこまでやればいいのか。そういう判断基準を、一定の目安のようなものをつくっていく、共通認識をつくっていくということで環境整備ができないかという方向性で御議論いただければというのが、この論点案として示させていただいている考え方でございます。それでも、なお、それだけでは不十分だという場合に、より強い措置、政府の対応等々も御議論の俎上に上げていただくのに排除されるものではないとは思っておりますけれども、今、お示しさせていただいているのはそういう考え方で、まずは事業者が判断できるような環境整備をするために何ができるかという論点を出させていただいたということでございます。

升田委員長 そのほかに御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

廣瀬委員 少し細かな点で、資料2のところ、先ほどの3.で言われたところとも少し関わりますが、3番目の で、乳幼児とか高齢者等々の場合について「傷害を生じ、拡大可能性がある場合には、危険度を高く評価すべきではないか」と書いてありますけれども、この点は、リコールハンドブックなどでは拡大可能性の問題と、特に弱い人の問題とは分けているふうに私は理解をしております。ここでこういう人たちについては、やはり拡大可能性がない場合でもこういう危険性があること自体に注目するというような判断基準が必要なのかなと思っております。これは考え方はいろいろあるかもしれませんが、ここの表現について、少し気になりました。

それから、これに関連してはリコールの在り方で、自動車の企業などの話を聞いたときに、先端的にはやはり1台でもおかしいときには、それを徹底的に調べてやっていくような姿勢が既に出てきているようで、こういうふうに横断的に全体をとらえてやるときにはそういうことの要求は少し無理だと思いますけれども、リコールの在り方の基本的な視点として、そういうこともあり得る。つまり、常に大量、あるいは拡大性がある、しかも事故自体の深刻度が相当あるというものが一般的には考えられていますけれども、更にもっと不具合があったというだけで見直していくことで検討するような視点も実際には必要な場合もあるのではないかとというぐらい、少し広目に考えていけることがよろしいのではないかと私は思いました。それを法的に強制するとかという意味ではないんですが、そういう動きにも注目する必要があるのではないかと。

3番目には、リコールハンドブックで、私だけ名前を出しておりますが、こちらにもほかにも大変関与しておられた方がいらっしゃいましたけれども、とにかく、このときと、その後の検討、この報告書が6月に出ましたけれども、それから、今のお話などを伺って少し発展といいますか、展開があったと思われるのは、勿論、JISのこともありますが、内容的にはやはり、例えば今の資料2で言いますと、3.の最後の 辺りで言われているような、メーカー・輸入業者以外の

ものについてももう少し考えていこうとか、先ほどの経産省の方のお話でも、資金面でも難しい場合には販売業者の方にも協力を求めたというようなケースがありましたけれども、そういうところが広がったという感じと、それから、時間的にもどこまでやるのかとか、経年劣化とか、後の方の話も最近随分入ってきていると思っております、この辺は、例えば次のページの「6. リコールのモニタリング」とも関わるんですけども、大変結構なことだと思っております。

それらが参考です。

升田委員長 そのほか、いかがでございましょうか。

島野委員、どうぞ。

島野委員 リコールしているとか、製品の事故情報については消費者が知っていることが最も大切です。「5. リコールの広報・伝達」を見てみますと、大体、こういったときの議論は新聞社告ですが、私どもで、若干前になりますけれども、2003年のときに1,000人を対象にした、リコールをめぐる現状と課題ということでアンケートを取ってみました。1,000の方が対象で376人からお返事をいただいたんですが、その中で自分が、あなたの家庭にある製品が回収対象になったことがあるかと尋ねたら、376人のうちの83人が経験があったんですが、どこでそれを知ったかといいますと、新聞社告は27.7%です。だから、新聞社告というものは、余り見られていないというのが先ほどの山上さんの御説明にもありましたが、どういう知らせ方がいいのか。NHKなどで気象情報をやたらやっているよりも、ある時間帯で必ずリコール情報を放送することが必要です。

国民生活センターとか東京都などでインターネットでリコール情報を見られるようになってきますけれども、そこもアクセスするのは非常に大変なのです。あのこんにゃくゼリーでさえ、いろんなところで報道していただきましたけれども、今回の事例ですと、おばあちゃんは危険性を知らなかったということなので、やはりテレビ等を繰り返し利用するというのが必要ではないかと考えます。

升田委員長 天気予報の話は別としまして、佐野委員、どうぞ。

佐野委員 身体とか財産に重大な影響を及ぼす、欠陥以外の製品の不具合とか故障についての安全性を確保するための法律がない中で自主的なリコールはなかなか難しいと思うのですが、リコールすべての判断を企業に任せていいのか。中村委員がおっしゃったように、それでは、厳しくすればいいのかというと、そうでもないでしょう。ただ、判断を任せただけの場合、現在起きている、例えば一つのメーカーでは回収しながら、同じ案件でももう一つのメーカーは回収しないとか、また、回収していますがホームページだけしか公表しておらず、ホームページを探して、やっと、ここにあるんだというような、回収していると言えないような状況もあり、消費者にとって非常に分かりづらい場合があります。

今、隣の島野委員がおっしゃった、社告は見ない。それは、私は過去形であってほしいと思っているわけで、社告は見てわからないからこそJISのリコール規格をつくりました。私たちが関わったから、自画自賛で申し訳ないんですけども、わかりづらい社告をわかりやすくしようということで、謝りの文句も要らないですし、ある意味では箇条書き程度でもいいので、事故防止のためにやってほしいということでJIS規格ができたわけです。ただ、JISの場合は日用品だけで

あることが大きな欠点でありまして、食品とか、ほかの製品には及ばない。ですから、これをもう少し横に幅を広くし、全ての製品について同じ形で情報提供をしていただくのが消費者にとって一番わかりやすいと思います。

それから、食品のお話とか、自動車のお話も次回聞けるようですが、もう少しガイドラインの幅を広くしないとどうしてもわかりづらくなるのかなと思います。それから、食品関係なんですけど、リコール社告のJIS規格をつくる前には食品関係の業界団体の方ともお話ししまして、こういう、何か一つの目安があると非常にやりやすいというような話も伺っていますので、JIS規格を何とか利用しながら、食品とか施設などに幅を広げていってほしい。それから、ここには書かれていない、先ほど越山委員がおっしゃったサービスも、やはり今後、含めていくべきではないかと思いません。

升田委員長 そのほかの委員の方、いかがでございますか。

向殿委員、どうぞ。

向殿委員 少し技術的なお話ですけれども、重大な事故につながる可能性がある製品については、できたらトレーサビリティを考えて頂きたい。この製品を、いつ、だれが買って、どういう状態かが分かるようにですね。そのためには、今だとICチップみたいなものが可能ですので、安いものをちゃんと入れておいて、例えば携帯電話で見ると、これは今、リコール中だとわかるとかという、そういうトレーサビリティをそろそろ考えた方がいいのではないかという御提案をしたいと思えます。

升田委員長 望月委員、どうぞ。

望月委員 消費者の方々に、製品、食品、あるいは施設の関係のリコールがなされているかどうかという情報をわかりやすく、ダイレクトに届けていくことがスタートの一番重要な点だと思います。先ほど来、島野委員、佐野委員の方からも、新聞の紙面を活用した社告等はなかなか消費者が見ないということを相談の現場におりますと実感をしております。毎日の新聞の中で、リコールの社告が紙面の下の欄に何十通と出る日もあるぐらいで、こんなにたくさんのを消費者が、小さな活字のものをなかなか見られないという状況にあります。

新聞の記事、あるいはテレビのニュース、そして、新聞紙面を活用した企業の社告はなかなか決め手にはなりませんが、先ほど経産省の方の御説明の中にありましたように、将来、リコールにつながる問題をはらんだ商品を自分が購入しているんだという消費者教育も重要かと思えます。購入の時点において顧客リストがあるものについてはダイレクトメールで、直接、その製品がリコールの対象であることがお知らせできているわけですから、重大事故につながる製品についてはそういう顧客リストを整備するような仕組みといたしますか、システムといったようなものをつくっていくことがとても重要だと思います。

商品を買ったときに、本人の意思で個人情報をメーカー側の方に提供することによって、将来、問題が起こったときにダイレクトに情報をいただけるといったようなシステムも含めまして、検討していくべきかなと思っております。

升田委員長 そのほかにかがででしょうか。

鶴岡委員、どうぞ。

鶴岡委員 なかなか、新聞の社告が読めないという点につきましては、私も表示の仕方のばらつきが非常にある。昨年来といたしますか、ここ1～2年、相当の改善はされてきてはいるんだろうと思うんですけども、やはり現在もばらつきはある。私、個人的には、新聞社側がリコール社告の広告を受け付ける段階で、新聞社として、こういう表示がいいのではないかというアドバイスを関係事業者に送る必要があるのではないかという意見を持っておりますので、そういったことが報告に盛り込まれればいいのではないかと思います。

それから、リコール実施の段階での官庁の関与の件なんですけれども、例えばこんにやくゼリーの問題で、あれは法律に基づく命令権限とかの対象外だと思うんですけども、しかしながら、死亡者が何人も相次ぐという、非常に重大な被害が拡大していった。ああいったケースについて、官庁の側として、命令は勿論できないわけなんですけれども、しっかりしたリコール実施、拡大防止を求めるような指導を権限に基づかないでやり続けていていいのかどうかという問題意識を持っています。

要するに、グレーゾーンの的な問題製品というものはこれからも多分出てくるのではないかなと思うんです。先ほど経産省の説明にあった樹脂製サンダルなどもその一例ではないかなと思うんですけども、そういった点についても検討をしていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

升田委員長 そのほかにいかがでございましょうか。

青木委員、どうぞ。

青木委員 私も自主回収という、基本的にはメーカー責任、あるいは事業者責任で販売した商品、あるいはサービスに対して顧客への責任を果たしていくという、この姿勢はやはり貫かないといけないと思っているんですが、この中で一番、やはりリコール情報の伝達、広報については、先ほど経済産業省からのお話もありましたが、社告だけではなく、今は勿論、ホームページもインターネットもそうなんです、テレビのコマーシャル、折り込みチラシ、顧客がわかっている場合はダイレクトメール、あるいは店頭販売しているものは流通での店頭POPを含めて多様な手段があるんです。

やはり自主回収をやる以上、当然のことながら、効果的にきちんと情報を届けたいというのは、基本的に良識あるメーカー・事業者としてはそう考えていると思うんですが、やはり、その到達率とか、どれが一番効果的な方法なんだとか、先ほど社告内容については、ある程度、JISを含めているんな検討がされているんですが、ポスター、チラシ等とのメディアミックスした手段です。やはり、どの方法論がかなり効果的なのかというのは、一つの方法ではこういう情報伝達はまず難しいと思っていますので、その組み合わせ方とかを含めて、そういう検討はある種、行政の方で検討委員会なり何なり、きちんとした調査も含めて立ち上げていただくことによって、同じ自主回収をするにしても、やはり効果的に情報を届ける、あるいはその仕組みをどこかできちんと確認できるという、ここの検討はこれからますます、もっと必要なのではないかなと思っています。

メーカーでも、勿論、自主的にどういう方法論で消費者の方が知って連絡いただいているのかと

いう統計は取っておりますが、なかなか、そういう調査データも集約されておりませんし、メディアの到達率等、関係機関の協力を仰いで、是非、そこは進めるべきではないかと思っております。

升田委員長 いろいろ御意見をいただきましたが、そのほかはいかがでしょうか。

廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 1つ追加で、これはいいと思った話は、インターネットでヨーロッパのものを見ていたときに、おもちゃなどのものとか、ぬいぐるみなどについて、カラーの写真で、非常にここがあれなんだということをはっきりしているものがありまして、大変わかりやすかったです。日本でもそういう方向になってきていると思いますけれども、そういう具体的に文字で、あるいは絵で描くのも一つですけれども、本当にダイレクトにそのものを表すような形の媒体による社告、あるいはこういう周知ということも随分考えた方がよくて、更に、どなたかもお話しになったことでもありますが、それをもう一回、再分類したりして、カテゴライゼーションを考え直すとか、消費者の方に伝える方向の検討が必要なのかなという気がしております。

升田委員長 ありがとうございます。そのほかはいかがでございましょうか。

青木委員、どうぞ。

青木委員 いただきました検討課題の中の「6. リコールのモニタリング」については、医薬品等については自主回収する場合も回収報告、あるいは終了時も終了報告。食品についても同じくそういう報告の制度がありますので、やはり開始時、あるいは終了時、途中経過を含めて、その進捗について、いろいろな指導なり、あるいはコメントなり、そういう機会があると思うので、そこは手法的に、やはり開始していることを行政側も把握しておく必要は十分あると思いますし、その段階で適切な方法の指導を入れるとか、その仕組みは是非、一般用の製品とかサービスについても考えていくべきだと感じております。

升田委員長 ただいままでいただきました御意見等を踏まえまして、またペーパーを充実させていくことになるわけですけれども、この段階で事務局の方から何かありましたらお願いします。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。

一番冒頭に越山委員からも御指摘がございましたけれども、ほかの分野の現状なり課題を把握することは、今の御議論を通じましても、そういう問題意識の先生方が多くいらっしゃったということで検討させていただきたいと思えます。

主要課題として幾つか挙げてございましたけれども、食品、あるいは施設の関係といったところは特に対応が必要かなと思ってございますけれども、済みません、少し確認させていただければと思いましたのは、サービスのリコールというものも概念でできるのではないかという御指摘がございましたけれども、福祉施設や介護機器などを提供するサービス事業者が中間的に関与するようなケースは当然あると思えますけれども、それは流通業者的な位置づけというふうに理解させていただければよろしかったかどうかということところだけ、1つ確認させていただければと思えます。

升田委員長 越山委員、いかがでしょうか。

越山委員 そうですね。そういうふうに考えれば、確かにそうだと思います。

ただ、ある程度の資格を持った人が物を販売やあっせんをする背景には、有料で流通に関与する

場合もあり得るのかもわかりませんが、販売業者とみることもできると思います。この人にこういうものがあるという場合が販売業者的な性格もあると思います。

升田委員長 廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 これは大問題だと思っていて、私はそういうものもあると思いますけれども、例えば具体的には、ガソリンスタンドで働いている人はどういうことをやらなければいけないというのがマニュアルになっているわけですが、それを全国的に、この会社はこういうふうにするということになっているけれども、そこには問題があるので、マニュアルを変えて、もう少し、ガソリンを入れるときにはこうしろとか、そういう人間のサービスの行動についての一つのある種の定型的なやり方自体に問題がある。それで欠陥が生じているというときに、それをやはり変えていく話は非常に必要なんだと思うんです。

それは物をつくるプロセスの間のこともあるでしょうし、そういう場合には、それはメーカーがつくるという、物についての欠陥の話として吸収されることが多いんでしょうけれども、しかし、そうではなくて、サービスそのもののやり方に問題があって、いろんなところで起きていることが実は抜けている気はしています。介護施設などでも、こういう場合にはこうするというものがある程度決まっている。それにまた問題があるということでは、老人がけがをしたりということがあられるわけです。もう少し、その辺は検討する必要があると考えています。

升田委員長 ありがとうございます。

時間のないところで、私の意見を言うこともないんですけども、サービスにも当然、品質というものがあられるわけなんですけれども、ただ、製品の欠陥といいますか、製品に関連したサービスと、純粋なサービスと、その中間段階があって、多分、それを分析していかないとなかなか結論が出ないところかなとは思いますが、一つの検討視点とも思います。

そのほかはよろしいですか。

今日いただきました多様な意見がございますので、この点を含めまして、またペーパーに反映していきたいと思いますが、先ほど来、御指摘がありますように、製品分野以外の分野でのリコールの促進は今後の検討の一つのポイントになるかと思えます。

しかも、これも御指摘がありますけれども、食品とか施設、そのほかの分野におけるリコールの現状と課題についても関係機関などからヒアリングが行えますように、事務局の方で調整していただきたいと思いますが、どの程度、実現できるかというところはありますけれども、一度、御検討いただきたいと思えます。

それから、本日いただきました御意見については整理を進めさせていただいて、次回までにまたいろいろペーパーに反映させていただいて、更に議論を深めていきたいという具合に考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

青木委員 済みません、リコールの概念のところ、ハンドブックにも書かれておりますように、

製品やサービスの回収や点検・修理だけではなく注意喚起を含めるという中において、特に意図的な事件、除草剤にしる、針混入にしる、こういう事件の場合の注意喚起については事件捜査との関係も非常に密接であって、そのタイミングとか、ここの仕組みがまだ最近、非常にそういう事件性、いわゆる我々は不審商品と呼んでおりますが、製品起因ではないようなケースの場合に、少し警察、あるいは関係省庁間のそこら辺を含めた中で、効果的な在り方みたいなものを少しケーススタディしておくべきではないかと思っておりますので、その点も加えていただければと思います。

升田委員長 捜査当局との関連につきましては、前回は実は御指摘がございましたし、今回いただいておりますペーパーにもそのことを触れておられる方がいらっしゃいますので、当然、そういう問題意識はありだと思いますので、事務局の方でもその点を御留意いただきたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思っておりますが、これは前回の委員会で時間が十分ないということで大変失礼いたしましたけれども、前回お話しさせていただきましたように、各委員の方から、必要があれば事務局の方へ文書で意見を御提出いただくようお願いいたしました。その結果、9名の委員の方から意見書を提出いただきましたので、その概要及び対応方針につきまして、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

野村消費者安全課長 先生方におかれましては、お忙しい中、多数意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

まず、全般に関わることといたしまして、情報一元化をしっかりとやっていくようにという御指摘を何人かの先生からいただいております。

佐野委員の方からは、縦割りを乗り越えた情報の共有化を事故関連情報の社会的共有化という言葉でおっしゃっていただいております。

鶴岡委員の方からは、産業振興官庁に消費者目線への転換を促し得るだけの情報を持って行くことが必要だという御指摘、いずれも、事故情報の一元化を進めていくに当たって、基本理念といったところをきちんと押さえておくことが重要だという御指摘かと受け止めさせていただいております。

一方で、事故情報一元化という御題目はいいんだけど、きちんとワークすることが必要だという御指摘もいただいております。例えば消費者庁の持つリソースを想定して、膨大な情報に埋もれてしまうことのないように、ちゃんとワークする仕組みづくりや人材の確保や育成が重要だという御指摘、これは原委員から御指摘をいただいております。

また、情報の中で重要な情報を取り出していくスクリーニングの基準を確立していくことが重要だという御指摘を古田委員からいただいております。

各論的なところといたしましては、前回は御指摘ございましたけれども、消防、警察、保健所、病院、あるいは関係機関、関係法人、そういうところからの情報も取っていく努力をすべきだという御指摘をいただいております。

また、警察に関しては、特に丁寧な検討が必要だという御指摘は、これは古田委員、原委員から御指摘をいただいております。

関連してでございますが、その一元化の対象とする情報の範囲、定義ということで、消費者事故

情報、あるいは重大事故情報をどういうふうにとらまえるかというところでございますけれども、ここは幾つかの方向性からの御意見をいただいております。例えば論点ペーパーでお出しさせていただいた中で、労働災害、自然災害、公害、交通事故、こういうものに関しては、佐野委員、鶴岡委員からは、消費者庁も関与できるような方向で考えていくべきではないかという御指摘をちょうだいしております。

一方、島野委員からは、極めて専門性の高い航空機事故でありますとか、薬害、医療過誤、あるいは労働災害、交通事故、こういうものまでとらえていくのは、なかなか大変ではないかという御指摘をいただいております。ここは、私どもの理解といたしましては、目指すべき方向性としては、消費者庁が関与できる、最初からこれは消費者事故というふうに自明というわけでもないと思いますので、消費者庁が関与できるところをなるべく幅広く関与できていくようにという方向性を目指すということと、当面、消費者庁の発足に当たって、それが持てるリソースなりを勘案して、身の丈に合った形でちゃんとワークするような形をつくっていくということと、当面の課題と中長期的な課題と分けて受け止めさせていただいております。

それ以外の関連する御指摘といたしましては、消費者安全法案の御説明をさせていただいたことに関わってでございますけれども、要件を余り狭く解釈しすぎる形にならないようにという御指摘を中村委員からいただいております。

あるいは鶴岡委員から、重大かどうか以外にも、頻発している、多発性被害といったものもとらえるべき対象ではないかという御指摘がございます。

また、この委員会では安全の問題ということの基本テーマにさせていただいておりますけれども、生命・身体被害だけではなくて、金銭的な被害も消費者事故情報としては重要であるという御指摘を佐藤委員、中村委員から御指摘をいただいております。

収集した事故情報の公表や消費者への提供の在り方というところでも幾つか御指摘をいただいております。中村委員からは、事故情報、生の情報を公表していくことが重要だという御指摘、佐野委員からは消費者のアクセスが容易な仕組みづくりをしていくべきだと、佐藤委員からは情報を一覧性ある形で閲覧しやすいシステム開発をしていくことが重要ではないかという御指摘をいただいております。

鶴岡委員からは、重大事故情報の場合には、原因の詳細が明らかでなくても、迅速に事業者名、商品名等を公表すべきだという御指摘をいただいております。

公表や消費者への提供ということに関しまして、リスクコミュニケーションという御指摘がございます。中村委員からは、事故情報を消費者と共有するという意味においてのリスクコミュニケーションの視点が重要だという御指摘、古田委員からは、公表すれば十分ということではなくて、安全行政に関する社会的意思決定に生かしていくためのリスクコミュニケーションという指摘が重要だという御指摘をいただいております。

これらに関しましては、御指摘を踏まえた整理を次回の委員会に向けて進めさせていただきたいと考えております。

そのほかの論点といたしましては、分析機能の強化という論点、これも前回の委員会でも若干御

指摘がございましたけれども、島野委員から、どのような事故を追跡調査すべきかと、国民生活センターでは、今こういうメルクマールでやっているというものを参考にしてほしいという御指摘をちょうだいしてございます。また、古田委員の方からも分析手法を確立していくということが早期の取組みとして重要であるという御指摘をちょうだいしてございます。この分析機能に関しましても、どういうことが当面できるかというところも早急に検討を進めて、次回の委員会にお示しさせていただければと思っております。

そのほか、被害拡大防止だけでなく、未然防止の視点も重要ではないかという論点に関わりましては、佐野委員、古田委員から、ヒヤリハットの情報の集約・分析の機能の強化というところに力を入れる必要があるのではないかと御指摘をいただいております。

現場を踏まえた対応を望みたいという御指摘をいたしまして、望月委員からは消費生活相談の窓口の現状についての御説明をいただきまして、その機能強化が重要だという御指摘を詳細にわたってちょうだいしてございます。現在、国としての支援措置については、21年度の予算編成の中で、どういうことができるかというところを検討中でございますけれども、その経過を踏まえまして、また次回の委員会で御説明をさせていただければと思っております。

また、山上委員の方からは、事故情報としてくみ取るべき情報は、どういうものが必要なのか。例えば製品の型式が必要か、必要ではないのか、そういったところの認識の共有化が図られる必要があるのではないかと御指摘をちょうだいしてございます。

そうしたところにつきましても、次回の委員会までに整理をさせていただいて、お示しさせていただければと思っております。

以上でございます。

升田委員長 各委員とも御多忙中にもかかわらず、たくさん意見書をいただきまして、ありがとうございました。いろいろ詳細に意見書をいただいておりますが、非常に簡潔に要約しておりまして、しかも次回に反映することになりますと、もう何も言うことはないのかということではなくて、前回お約束しましたように、若干時間が残れば、今回はこのテーマについても御意見をいただきたいと思っておりますので、御自由に御意見がございましたらお願いしたいと思います。

なお、前回慣れないので意見が言えなかったということで、望月委員の方から、御指摘いただいていることありますが、先ほどのペーパーで何か付け加えることがございましたら、どうぞ。

望月委員 事故情報の収集の関連につきまして、都道府県、あるいは市町村の消費生活相談窓口で消費者の方々から事故情報が届かないというのが実態なのかなと思います。

都道府県、あるいは市町村の消費生活相談窓口で、事故に関連する知識等を持った者がいないという中で、都道府県や市町村の消費生活相談窓口が事故情報に関連しては、経路機関の役割を果たしているのが実態です。

人材育成等を通して事故対応できるような体制に強化していくことも勿論大切なことなんです。併せまして、消費生活センターに事故情報が集約できるような啓発広報の強化を図っていく必要があるということを実感しております。

升田委員長 そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

加来委員、どうぞ。

加来委員 ペーパーは出してないですけども、今、ペーパーをぱらぱら拝見していて、2つほど気になったので申し上げます。1つは、最初に佐藤委員のペーパーにも指摘があるんですけども、この事故情報の一元化に含まれる範囲で、これは製品、施設等を限定して議論していますけれども、本来であれば国民の生命及び財産に関する重大な事故なり毀損があった場合という解釈の方が自然ではないかと思うんですが、例えば金融商品や金銭詐欺行為等にかかる被害を、どういうふうにこの範囲に含めるのか、含めないのか、ここは議論が必要ではないかと思います。

事故情報の一元化については、前回は議論になりましたけれども、どこが所管するのかは別にして、仮に全ての情報を一元化できないとしても、情報が共有化できるようなデータベース化は最低必要だなと思います。

その上でですけども、1点申し上げておきたいのは、この中に2、3の委員の方が、労働災害についてどう取り扱うかという意見を述べられていますけれども、私は基本的に労働災害については、この消費者事故の範囲から外すべきだと考えます。

といいますのは、労働行政そのものの核心に触れる部分ですので、それこそ全国に労働基準監督署がありますし、労働行政を監督する所轄官庁としての包括的な旧労働省が、数十年にわたって労働者保護のための行政をやってきたという形もあります。

その中で起きたいろいろな事故情報等について、情報を共有するという意味で、情報の一元化は可能かもしれませんが、基本的には消費者事故の中に労働災害を含めると、混乱が生まれるんじゃないかと考えますので、あえてそこは申し上げておきたいと思います。

升田委員長 そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

向殿委員、どうぞ。

向殿委員 多くの方が言われて、提案もあるのでですけども、実際は余りちゃんとした形になってないので、もう一度御提案申し上げます。事故情報、特に身体的なけが、その他は病院が一番よくつかんでいるはずなので、ある程度法律に基づいて、しかも病院の方もメリットがあるような形で、このけがは製品または施設・設備が原因だったということがわかった場合は、必ず報告するようということにすれば、相当正確な情報が上がってくる。特に赤ちゃん、子ども、年寄りというのは、そういうところから集まってくると思いますので、日本もそれを本格的に考える時期だと思います。

升田委員長 そのほか、いかがでしょうか。

今の段階で、事務局の方で何かありましたら、どうぞ。

野村消費者安全課長 まず、望月委員の御指摘の関係でございますけれども、まだ予算編成の途上で、今、議論しているところでございますので、詳細な御説明は難しいところがあるんですが、各都道府県、市町村の中で、消費生活センターにどういうふうに事故情報を上げてもらうか、こういうことをやっているんだというふうに消費者に知っていただくことがまず大事であろうと思いますし、それぞれの都道府県さんの中で、そういう取組みを積極的にやりたいんだという御提案をいただいたときに、国の方にそれを支援するための基金を設けまして、そういう御提案をいただいたときに支援措置に一定の交付金をお出しするようなスキームがつかれないかとい

うことは、議論の俎上には上ってございますが、どれぐらいのことができるかというのは、今、調整中でございます。

また、事故情報を受けまして、特に事故に対応する相談員を配置する。あるいはレベルを上げていただくという支援措置に関しまして、国民生活センターの方に予算措置をいたしまして、地方研修事業を行っていただくとか、あるいはPIO-NETを刷新した上で追加配備していただくとか、そういうことにつきましても、今、検討させていただいているところでございます。また調整が進むようでありましたら、状況を御説明させていただければと思っております。

各委員御指摘の財産損害の関係、あと労働災害の関係、これはいろんな考え方があるかと思えますけれども、今、国会にかけてございます消費者安全法案におきましては、考え方としましては、財産的存在というものも消費者事故としてはとらえる考え方の整理、ただ、重大事故という概念におきましては、生命・身体の重大な損害という形で考え方の整理をしております。

消費者事故というものは、消費生活における事故ということで、労働災害は対象には含めないという整理にしております。これは法案上の考え方の整理ということでございますが、実際、運用ベースで長期的な課題として、どこまでを消費者庁が関われる守備範囲として目指すべき姿として考えるかという御議論は別途あり得るかとは考えてございますけれども、今、法案として整理しようとしております概念整理としては、そういう整理で進めたいと考えてございます。

向殿委員から、改めてという御指摘で、病院に関する御指摘をいただきましたが、先ほども警察の関係も御指摘がございましたけれども、この警察、病院、消防、一次的な事故情報の入ります機関から、どういうふうに事故情報を御提供いただくことができるかというのは、警察、消防、病院、それぞれ現場における難しい問題がございますので、一律にここまでできますということが、今、即答はなかなか難しいところがございますけれども、どういうことができるかというのは、関係省庁と至急相談をいたしまして、その相談の状況について御報告をさせていただければと思っております。

升田委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、島野委員、どうぞ。

島野委員 若干事務局っぽい答弁になりますけれども、病院からの情報ですが、国民生活センターでも、危害情報システムの中で全国の20病院から事故情報収集はしています。これの基となったのがC P S Cの中にN E I S S (National Electronic Injury Surveillance System) というシステムがあって、それをまねてつくったんですが、アメリカのようにうまく稼働しているかどうかというのは若干疑問がないではないので、現在アメリカなどはどういうふうに稼働していて、どういうふうに利用されて、どういうふうに活用されているのか、それは内閣府の方で調べていただきたい。心ある医師個人からもぼつんぼつんと情報をいただいているんですが、本当に20病院ぐらいで役に立つのか、病院自体が非常に忙しいところなので、その辺も多分難しいと野村さんが回答されたのだと思います。別の難しい面もあると思いますけれども、現在でも病院からの収集の仕組みがないことはないんですとお答えします。

升田委員長 非常に重大な問題でもあるんですが、非常に広範な問題で、もともと情報提供の目

的とか、機関の性格が大分違うわけですがけれども、従来から検討課題になっておりますし、また記録にはとどめておきたいと思えます。

そのほかの委員の方で、何かございましたら、佐野委員、どうぞ。

佐野委員 この事故情報の一元化というのは、消費者に役立つ一元化でなければならないというのが、一番重要だと思っています。今お話の中でも、どうやったら、集める集めるばかりで、それをどういうふうに消費者に提供していくか、また消費者がどうやったらアクセスできるのかということ、それを社会的共有化と意見書の中に書いたんですが、これをどうやっていくかというのが一番重要な点だと思えます。

病院とか、すべていろいろな機関は、できる限り1か所に、一元的に収集していただく。先ほどの労働の問題も、私は最初から排除することはないと思えます。消費者庁ある意味で司令塔という役割を持つのであれば、できる限りの情報を集めて、それが消費者の生活に何らかに関与することであれば、司令塔としての役割を果たすことができます。最初から排除しないで、できる限りの情報は集める方がいいのではないかと思います。

升田委員長 そのほか、廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 情報の共有化という問題と一元化という問題が両方あると思うんですけれども、なるべく多くの情報について違った主体も共有していることも大事だと思うんです。特に情報のレベル、重症度のレベルが、とにかく1つにまとめればいいということになると、その情報をどう解釈するかとか、どういうものを重要と考えるかというのは、専門性によっても違うし、役割によっても違うので、そこではやはり個別の専門的なものがあると思うので、それが共有できるような、あるいはそれがアクセスできるような形で情報が広まっている、そういう意味での共有化があるということが前提で、しかし、すべてのことを1か所で分析することはできないと思えますので、それを専門性を持った部署、主体というものが必要なのと同時に、それらをどういうふうにコントロールし、あるいは統合するかという視点での主体が大事で、その辺が内閣府に期待されているところの1つかなと思うわけです。

升田委員長 山上委員、どうぞ。

山上委員 消センには事故情報というのは、御相談として余り多くは寄せられてきてないわけです。100万件の相談のうち、約1万2,000件ぐらいが相談として入ってくるような現状です。

ただ、ヒヤリハットの情報というのは、消セン等が唯一入ってくる場所ではないかと考えております。一般の消費者の方が、特に子どもの事故などの場合には、親の責任と考えてしまって、申し出をしない、言っていないという現状がありますので、そういった消費者への啓発も合わせてやっていくことがとても大切なのかなと、是非ハットしたとか、そういったものが消センの方に集まることによって、未然の事故防止という形の部分がとても重要になってくるかと思われるので、そこら辺の啓発の工夫も是非加えていただきたいと思います。

以上です。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。今日お話を伺って、前回もそうですけれども、法律、制度の制度論に非常に特化し、本来制度論の問題だと思うんですが、それに特化した御意見と、運用

論にわたる御意見をいただいております、その中でも一般的な運用と個別具体の運用の面についての御意見もいただいております、この辺はまとまるときに整理していかないといけないところはあるだろうと思います。

どちらかといいますと、先ほどお話がありましたように、国全体として情報を一元化し、共有化する問題のほかに、本当は消費者それぞれの方々が、その情報を具体的に自分のために利用しないといけないという、その現場での問題まで本当は踏み込んで議論しないといけないだろうと思いますけれども、そのこのところは先ほど消費者教育のお話がありましたけれども、消費者教育を含めた、もうちょっと広い問題があるのかなと。

つまり、どちらかという情報を提供する方に検討の力点がありまして、それはそれで本検討会の趣旨ではあるんですけれども、最終的に利用する方にとって役立たないということになりますと、これはなかなかやった意味も半減されることになりますので、最終的には具体的にたくさんの情報ができますので、それを個々の消費者の方が現実にもどう利用されるかという点も踏まえた検討といたしますか、制度の設計なども必要になってくるのではないかと。

ただ、それは法律の問題以外の問題も含まれてくるやに思いますが、そういったことを仕分けしながら、また御議論いただきたいと思いますが、そのほかにいかがでしょうか。

鶴岡委員、どうぞ。

鶴岡委員 情報収集の一元化についてなんですけれども、これは前回効率性の点から意見を申し上げました、要するに事業者にとっても、あるいは消費者側にとっても一元化されていると報告の手間が省ける。あるいは一元化されていることによって、問い合わせしやすい。そういう観点ですけれども、それ以上に現実に縦割り行政の狭間で、たくさんの死者を含めた被害が拡大してきた、こういう現実に対する反省から求められるに至ったということだろうと思います。

したがって、今後の検討においても、この情報の一元化というのは外せない機軸だろうと考えております。

以上です。

升田委員長 そのほかいかがでしょうか。

越山委員、どうぞ。

越山委員 先ほど消費者センター様の方で、ヒヤリハット情報がいっぱい集まってくるというお話がありました。実際に医療現場でもいろんなヒヤリハット情報を集めるような体制もどんどんできてきたと聞いておるんですけれども、要はそういう情報を消費者の啓発のためだけではなくて、情報の一元化というのは、多分同じような品物をこれから開発しようとか、つくろうとか、ある会社と同じような品物をつくっているんだけれども、これをどう発展させるかというときに、そういうヒヤリハット情報を共有できる対象が、消費者または行政だけではなくて、企業側にもうまく提供できて、それを学んでいくような体制も今後ひとつ必要なスタイルではないかという印象を持っております。

升田委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

事務局の方で、ただいままでの御意見で何かございますか。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。情報の一元化に関しましては、かなり論点を整理できているのではないかと思います。難しい論点、警察、病院、消防の問題等難しい問題もございますけれども、課題としては御指摘をいただいたところに沿って、制度設計を進めていくことができるのではないかと考えてございます。

あとそれ以外に、確かにこれまでの議論が全体の流れとして、重大事故が発生したときに、それを速やかに情報をキャッチして事故の拡大を防止する。あるいは再発を防止するところを、縦割りでなく迅速に対応する。そのために、どういうことができるかというようなところが、そういう流れで議論してきたところがあるかと思います。

そのために事故情報の一元化をする、縦割りをなくす、速やかに対応するということは、重要な課題だと思いますけれども、事故情報を一元化するには、それなりに社会的コストを払わしていただくということではありますので、情報を一元化した上で、またそれをどういうふうに還元するのか、消費者がアクセスしやすい環境をどう整備するのか、あるいは事業者にもどういうふうにそれを利用していただくことができるのかということ、検討としてはやや後手に回っていたところがあるかもしれませんが、いただいた御指摘を踏まえて検討を深めて、御報告をさせていただきたいと思います。

また、事故情報の一元化というだけではなくて、そもそも消費者事故情報を掘り起こすというような取組み、現場での受信がしやすいような環境整備でございますとか、事故情報の一方手前のヒヤリハットの情報をどういうふうに受信していくかということも、未然の防止等に非常に重要な課題だという御指摘も、今までやや欠落しておった観点かと思っておりますけれども、重要な御指摘ということで、そこについても整理した上で、また御報告をさせていただきたいと存じます。

升田委員長 各委員におかれましては、いろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。いろいろな御意見を踏まえて、事務局において論点整理を更に進めさせていただきまして、他の議題が一巡した第6回の本委員会にまた示していただき、更に議論を深めてまいりたいと存じます。

本日の予定しておりました議事は、大体以上のとおりですけれども、何か関連してこの検討会につきまして、御意見がございましたら、どうぞ。

廣瀬委員 一言です。つくづく消費者というものについて、安全問題は非常に大事なんですけども、これまで消費者基本法とか、消費者契約法で考えている消費者というのは、情報の格差とか非対称性とか、交渉力の格差というところに焦点を置いてきたと思うんですけども、私は安全ということで皆さんの議論の中でも、国民もそうだと思いますけれども、もうちょっと生身の人間の安全とか、そういったところも入りつつあるんだろうという気はしております、これはかえって事務局に御迷惑をかけることになるかもしれませんが、そういう意味では安全問題を契機にもうちょっと消費者保護全般についても、より視野が拡大されつつあるのかなという印象を持ちまして、それは大変結構なことだと思っております。これは私の単なる感想です。

升田委員長 留意させていただきたいと思っております。

本日、予定しておりました次第は以上でありますけれども、事務局から日程等について御紹介させていただきたいと思っております。

野村消費者安全課長 お手元の資料の最後に、参考といたしまして、今後のスケジュールの予定、1枚紙をお配りさせていただいております。12月から1月にかけて、日づけ、時間、場所を入れさせていただいているスケジュールを3つ付け加えさせていただいております。1月のところは、まだ調整中でございますけれども、ここにありますような予定で御予定を入れていただければ幸いです。

それから、ワーキングでございますけれども、施設・設備のワーキングの1回目を、今月の21日に、製品のワーキングを12月2日に予定しております。主にワーキングに御所属いただければというメンバーの方以外にも、委員の方皆様に御連絡をさせていただきますので、御都合、御関心の合います限り御出席をいただければ幸いです。

升田委員長 御多忙中御出席いただき、ありがとうございました。本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。